

●香川県告示第396号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年8月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
24-4	平成24年9月1日から 平成27年8月31日まで	医療法人社団聖心会阪本病院	東かがわ市川東103番地1
24-5	平成24年9月1日から 平成27年8月31日まで	医療法人社団三恵会木太三宅 病院	高松市木太町3836番地7